

## 香川県条例第6号

香川県道路占用料条例の一部を改正する条例

香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
(占用料の額)				(占用料の額)				
第2条 略				<p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
占 用 物 件		占 用 料		占 用 料		占 用 料		
								所 在 地
略		単 位	市の区域		市の区域		町の区域	
			町の区域		町の区域			
略		略		略		略		
令第7条	略		略	令第7条	略		略	
第9号に				第9号に				

掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場				掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	時価に0.017を乗じて得た額	時価に0.024を乗じて得た額		占有面積 1平方メートルにつき1年	
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額				
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額				
令第7条第12号に掲げる器具			時価に0.026を乗じて得た額				
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	略		略		令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	略	略
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			時価に0.034を乗じて得た額				
備考 略					備考 略		

附 則  
この条例は、令和8年4月1日から施行する。